

仕事と家庭の両立支援対策の概要

両立支援制度を利用しやすい職場環境づくり

次世代法に基づく事業主の取組推進

- ・仕事と子育てを両立しやすい環境の整備等に関する行動計画の策定・届出・公表・従業員への周知（101人以上は義務、100人以下は努力義務）
- ・一定の基準を満たした企業を認定（くるみんマーク）
- ・認定企業に対する税制上の措置



助成金等を通じた事業主への支援

- ・短時間勤務制度の導入、育児休業中・復職後の能力アップのための訓練の実施など、両立支援に取り組む事業主へ助成金を支給
- ・中小企業で働く労働者の育児休業取得及び育児休業後の円滑な職場復帰支援のための「育児復帰支援プラン」の策定・利用支援
- ・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」による情報提供
- ・両立支援の取組をより効果的に推進するためのベストプラクティス集の普及
- ・子育て・介護のためのテレワーク活用事例の普及

表彰等による事業主の意識醸成

- ・仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰（均等・両立推進企業表彰）
- ・男性の育児休業取得促進等男性の子育てへの関わりの促進（イクメンプロジェクト）



法律に基づく両立支援制度の整備

妊娠中・出産後の母性保護、母性健康管理（労働基準法、男女雇用機会均等法）

- ・産前産後休業（産前6週、産後8週）、軽易な業務への転換、時間外労働・深夜業の制限
- ・医師の指導等に基づき、通勤緩和、休憩、休業等の措置を事業主に義務づけ
- ・妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 等

育児休業等両立支援制度の整備（育児・介護休業法）

- ・子が満1歳（両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月＝“パパ・ママ育休プラス”※）まで（保育所に入所できない場合等は最大1歳半まで）の育児休業
 - ・子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除※
 - ・育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 等
- ※平成21年7月1日公布の改正法により拡充

育児休業中の経済的支援

- ・育児休業給付（賃金の67%相当※）
- ※雇用保険法の改正により、平成26年4月1日から50%→67%に引き上げ（180日）
- ・社会保険料（健康保険、厚生年金保険）の免除 等

その他

- 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等全体のワーク・ライフ・バランスの推進
- 保育所待機児童の解消・放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て女性等の再就職支援（マザーズハローワーク事業、託児付き再就職支援セミナー、カムバック支援サイト、リターン&ステップアップ普及事業）

○女性の継続就業率

38%（平成22年）
→55%（平成32年）

○男性の育児休業取得率

2.03%（平成25年）
→1.3%（平成32年）

次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント

(平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法)

10年間の延長

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

(例) 一般事業主行動計画：計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組を記載

指針の内容を充実・強化

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
 - ②都道府県行動計画
- 地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等

施策・取組への協力等

次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、社会福祉・教育関係者等が組織

現行の認定制度の充実

事業主行動計画の策定・届出

- ①一般事業主行動計画(企業等)
 - ・大企業(301人以上)：義務
 - ・中小企業(101人以上)：義務(23年4月～)
 - ・中小企業(100人以下)：努力義務

一定の基準を満たした企業を認定

(平成26年11月末現在 2,011社)

- ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

新たな認定(特例認定)制度の創設

計画の策定・届出に代えた実績公表の枠組みの追加

次世代育成支援対策推進センター
事業主団体等による情報提供、相談等の実施

策定支援等

※ : 今回の改正法による改正内容、今回の省令及び指針の見直しによる改正内容

次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク



く る み ん マーク

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主
行動計画を策定・実施し、一定の基準を満たし
た企業を認定



プラチナくるみんマーク

く る み ん 認定企業のうち、さらに高い基準（特別
認定基準）を満たした企業を認定
※マントの色彩パターンは12色から選択可能



※これらのマークは、平成27年4月1日以降に実施予定です。

ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行したが、平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施する。

また、平成27年度から施行予定の「子ども・子育て支援新制度」において、ファミリー・サポート・センター事業は、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられる予定である。

○相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもたちの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

○実施市区町村 ※平成25年度末実績 ()は平成24年度末実績

- ・基本事業 738(699)市区町村
- ・病児・緊急対応強化事業 141(126)市区町村

○会員数 ※平成25年度末現在 ()は平成24年度末実績

- ・依頼会員(援助を受けたい会員) 466, 287人(440, 787人)
- ・提供会員(援助を行いたい会員) 123, 173人(117, 584人)



